

日本インテリア学会中国・四国支部会則

第1条 目的・所在

日本インテリア学会の中国・四国地方における地域活動を補完し、会員相互の親睦を図るため、同学会の中国・四国支部（以下単に支部と称する）を、近畿大学工学部に置く。

第2条 委員の構成

同支部は中国・四国地方の各県に職場を有する学会会員により構成することとし、希望によっては他の支部に職場を有していても支部内に住所を有する会員も参加できるものとする。

第3条 支部役員

支部には支部長1名、副支部長2名、幹事数名を置く。支部長・副支部長は支部構成員より互選によって幹事は支部長が推薦し支部構成員の承認をへて決定する。

第4条 任期

支部長・副支部長・幹事の任期は3年とし、再任は妨げない。支部長、副支部長、幹事がある任期中に止むを得ぬ事情で退任する場合には第3条の手続きにより後任者を定める。この場合の後任者の任期は前任者の残り任期とする。

第5条 支部長の職務

支部長は幹事会及び支部主催の行事の招集、議事の集約を行い、支部を代表する。

第6条 副支部長の職務

副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。

第7条 幹事の職務

幹事は支部活動に関する記録、会計、庶務などの事務的事項および各種行事の企画・準備を行う。幹事は支部長、副支部長とともに幹事会を構成する。

第8条 監査

支部役員のほかに2名の監査をおく。

監査は、支部役員以外の支部会員の中から選任す。＊本部は外部監査を推奨

監査は、会計を監査し、その結果を翌年度の総会において報告する。

監査の任期は3か年とし、再任を妨げない。

第9条 支部総会・重要事項の決定

重要事項の決定は支部構成員の過半の出席による支部総会において、出席者の3分の2の同意による議決により決定する。過半の出席が得られない場合でも、文書による回答で議決に代えることができる。

第10条 支部の活動

支部は中国・四国地方におけるインテリアの研究・デザインの向上の為に、見学会・研究発表会・その他支部活動の目的達成に必要な事業を随時実施する。

第 11 条 資産及び会計

支部の資産は本部より交付される支部運営委託費およびその他の収入を充て、支部長が管理する。

第 12 条 各種行事の運営費用

各種の行事に際して必要な費用は高額にならない範囲で参加者から拠出する。

第 13 条 会則の改正

本会則の変更は第 9 条に定める多数決によって行う。

第 14 条 学生ネットワーク

支部組織として、学生ネットワークを設置することができる。支部に登録をすれば学生ネットワーク会員として活動できる。

- 付則
1. 本会則は 1993 年 4 月 1 日より適用する。
 2. 本会則に疑義の生じた場合は幹事会の解釈に従う。
 3. 2013 年 6 月 29 日、一部改正
 4. 2014 年 6 月 28 日、一部改正
 5. 2018 年 6 月 9 日、一部改正